

## 美浦村プレミアム付商品券事業特定事業者募集要項

### 1. 目的

この要項は、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を使用した特定取引を行う事業者（以下「特定事業者」という。）の募集について、美浦村プレミアム付商品券事業実施要綱第10条第1項に基づき、必要な事項を定める。

### 2. 「商品券」の発行について

- (1) 名 称 美浦村プレミアム付商品券
- (2) 発行主 美浦村
- (3) 発行総額 6, 500万円
- (4) 発行冊数 13, 000冊
- (5) 発売価格 1冊4, 000円（1枚500円券×10枚=5, 000円分）
- (6) プレミアム率 20%（1冊あたり1, 000円）
- (7) 販売期間 令和元年10月1日から令和2年2月28日  
（販売については、土・日曜日及び国民の祝日、12月31日から令和2年1月3日を除く。）
- (8) 販売方法 美浦村内各郵便局窓口にて販売（9時00分から17時00分）
- (9) 購入上限 1人5冊まで（販売単位1冊4, 000円）
- (10) 使用区域 美浦村内の取扱登録店
- (11) 使用期間 令和元年10月1日から令和2年3月31日

### 3. 特定事業者の参加資格について

美浦村内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の各号に該当する事業所を除いたもので、「商品券」を使用できるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 「商品券」の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

#### 4. 「商品券」の取り扱いについて

- (1) 「商品券」は、現金のみの販売となるため、クレジットカードなどでは購入できない。
- (2) 「商品券」は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用することができる。
- (3) 「商品券」は現金化できない。
- (4) つり銭の支払いはできない。
- (5) 支払い不足分は現金等で受け取ること。
- (6) 使用期間を過ぎた「商品券」は受け取らないこと。
- (7) 「商品券」の紛失及び盗難、破損に対し、発行主はその責を負わない。

#### 5. 「商品券」の使用対象にならないもの

- (1) 土地，家屋購入，家賃，地代，駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (2) 有価証券，宝くじ，商品券，ビール券，図書券，切手，官製はがき，印紙，プリペイドカード等の換金性の高いものやタバコの購入
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (4) 国や地方公共団体等への支払い（税金，電気・ガス・水道料金等の公共金）
- (5) 現金との換金，金融機関への預け入れ
- (6) 取扱登録店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) その他，本要項に定めのないものについては発行主に確認し，指示に従うこと

#### 6. 特定事業者の責務について

- (1) 特定事業者であることが明確になるよう，発行主が配布する取扱登録店証明書，ポスター，のぼり旗等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 各特定事業者において，「商品券」を使用対象外とする商品を独自で定める場合は，あらかじめ，使用者が認識できるように明示すること。
- (3) 使用者が持ち込んだ「商品券」は，受け取る前に問題がないかを確認し，色合いやデザインが明らかに違うなど，偽造された「商品券」と判別できる場合は，「商品券」の受け取りを拒否するとともに，その事実を速やかに発行主まで報告すること。
- (4) 「商品券」を受け取った時は，他店での再使用を防止するために裏面の所定欄に取扱店名を記入・押印すること。
- (5) 「商品券」は，使用期間中における商品の売買，サービスの提供等の取引に使用されたもののみ換金可能であるため，交換，譲渡及び売買は行なわないこと。
- (6) 特定事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (7) 期間途中で特定事業者を脱退せず，「商品券」の利用期間中は継続すること。

- (8) 利用者から受け取った「商品券」の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失に対して、発行主はその責を負わない。
- (9) 美浦村暴力団排除条例を遵守すること。

## 7. 特定事業者申請手続きについて

### (1) 申請方法

この「美浦村プレミアム付商品券事業特定事業者募集要項」（以下「特定事業者募集要項」という。）に同意のうえ、「美浦村プレミアム付商品券事業特定事業者登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、(2)に記載してある申請先へ郵送または直接持参すること。

※「特定事業者登録申請書」は美浦村のホームページからダウンロードできます。  
<美浦村ホームページ>

<https://www.vill.miho.lg.jp/>

### (2) 申請書の提出先

美浦村役場 経済建設部 経済課  
〒300-0492 美浦村大字受領1515番地

### (3) 申請期間

令和元年7月1日（月）から令和元年9月30日（月）必着

※令和元年7月31日（水）までに申請した取扱登録店は、「商品券」購入者の募集時に取扱登録店一覧表のチラシに掲載し配布します。

### (4) 特定事業者の登録

申請のあった事業者は、発行主が特定事業者として登録し、特定事業者登録証明書（様式第2号）を交付する。

### (5) 申請時の注意事項

- ①個別店舗毎に申込みこと。美浦村内に複数の店舗があっても、店舗毎に申請書を作成すること。ただし、美浦村商工会に加入している店舗（以下「美浦村商工会員」という。）については、美浦村商工会長を代表者とし申込みが出来る。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みはできない。個別のテナント毎に申請すること。

### (6) 特定事業者には、特定事業者登録証明書、ポスター等を配布する。

## 8. 換金について

### (1) 換金方法

特定事業者は、換金場所で特定事業者登録証明書、美浦村プレミアム付商品券（取次依頼及び換金請求書）（様式第3号）（以下「換金依頼書」という。）及び使用済み商品券を月末までに提出すること。

### (2) 支払方法

月末までに提出した換金依頼書分については、毎月1回、村が指定する日に取次金融機関が特定事業者の預金口座へ振込みを行うものとする。ただし、美浦村商工会

員については、美浦村商工会が指定する日に預金口座等へ振込み等を行うものとする。

(3) 換金に必要なもの

- ①特定事業者登録証明書
- ②換金依頼書
- ③使用済み商品券

(4) 換金手数料

換金にかかる手数料は無料とする。

(5) 換金期間

令和元年10月1日(火)から令和2年4月10日(金)

(6) 換金場所及び開設時間

美浦村商工会 9:00～17:00

(土・日曜日及び国民の祝日、12月29日から令和2年1月3日を除く。)

〒300-0424 美浦村大字受領1264番地

TEL: 029-885-2250 FAX: 029-885-4628

9. 特定事業者登録店の取消等について

この「特定事業者募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や特定事業者の承認を取り消す場合がある。この場合、違反により損害金が発生した際は請求することがある。

10. その他の留意事項

- (1) 特定事業者登録情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券」の使用できる特定事業者登録店として、美浦村のホームページやチラシ等で広報する。
- (2) この「特定事業者募集要項」に記載されていない事項は、美浦村役場経済建設部経済課へ問い合わせること。

<問合せ先>

美浦村役場 経済建設部 経済課

〒300-0492 美浦村大字受領1515番地

TEL: 029-885-0340 内線217

FAX: 029-885-4953

<https://www.vill.miho.lg.jp/>